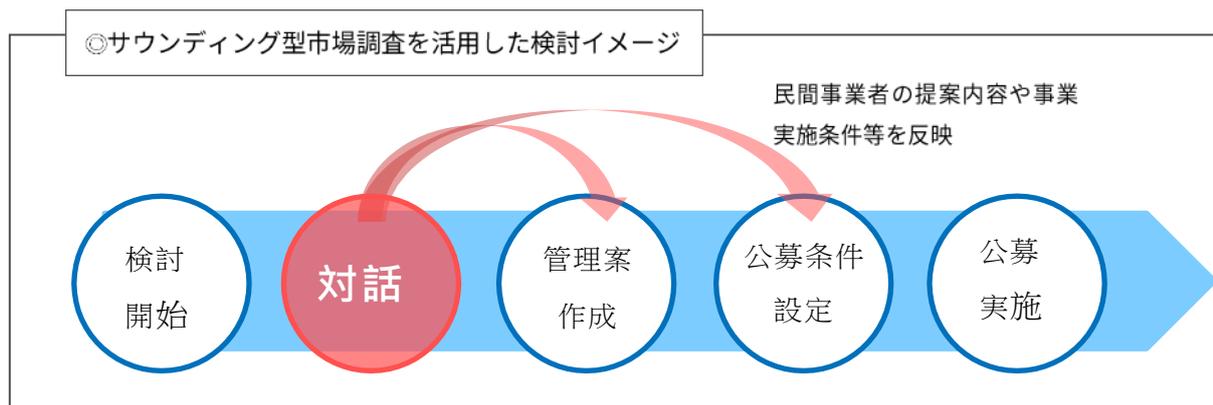


沼田市役所跡地活用に係るサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の概要

平成31年5月に沼田市役所は、庁舎等複合施設「TERRACE沼田」に移転しますが、跡地利活用が検討課題となっている旧沼田市役所について、その活用方法について検討するため、民間事業者の皆様と「サウンディング型市場調査」を再度実施します。



2 対話の実施（アイデア及びノウハウ保護のため、対話は個別に行います。）

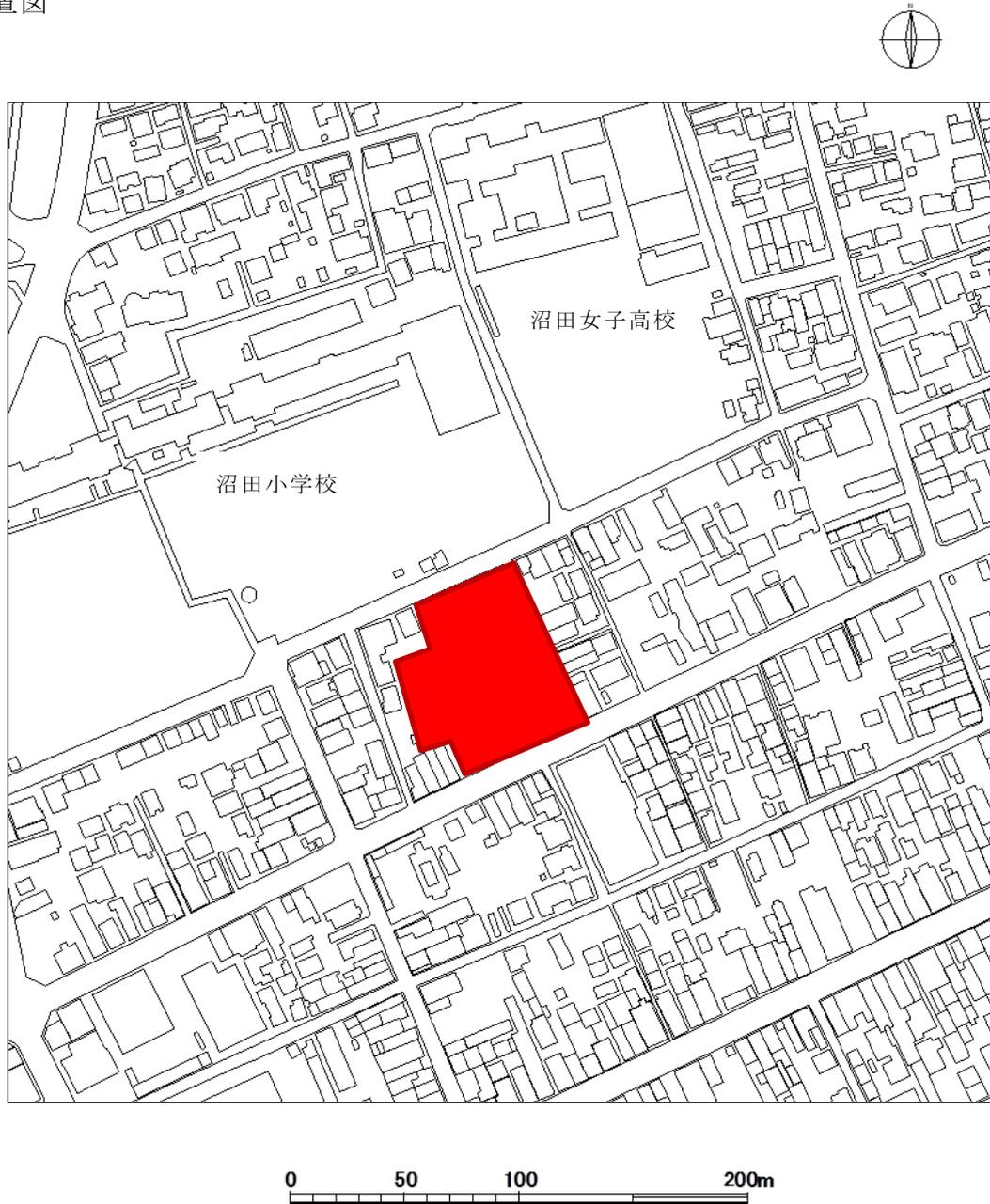
- (1) 日時 平成31年1月15日（火）～31日（木）（土日を除く）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）の間
- (2) 場所 沼田市役所会議室
- (3) 時間 対話30分～60分
(対話時間の中に市からの事業説明の時間を含みます。)
- (4) 対象者 事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

3 対象土地・建物の情報

所在地	沼田市西倉内町 780 番地
土地面積	3,992.81 m ² （実測）
建物等概要	<ul style="list-style-type: none"> ●本庁舎 SRC造（一部鉄骨造）地上4階地下1階 3,645.71 m² 昭和39年築 ●北庁舎 SRC造 地上4階 1,388.82 m² 昭和55年築 ●駐車場管理棟 木造 平屋建 4.00 m² 平成5年築
都市計画に	区域区分：非線引区域 用途地域：商業地域

<p>よる制限</p>	<p>指定建蔽率/容積率：80/400%</p> <p>その他都市計画：なし</p>
<p>備考</p>	<p>●重油タンクが地下に埋設されています。</p> <p>●敷地東側市道が敷地に含まれています。</p>

(1) 位置図



4 サウンディングの対象者

サウンディングに参加することができるのは、土地・建物の活用の実施主体となる意向を有する法人または法人のグループとします。

5 サウンディングでの対話内容

(1) 提案の概要

提案の大まかな内容、タイトル、コンセプト等について

(2) 土地・建物の所有形態、管理運営方法

土地・建物の取得、賃貸借、民営、公営（指定管理等を含む）等について

(3) 事業採算性、収益を生み出すスキーム

想定する収益、経費、ファイナンス手法、収益事業であればその手法等について

(4) その他

その他、特長的な事項について

6 スケジュール

1	実施要領公表	12月3日（月）
2	対話参加受付	12月3日（月）～1月18日（金）
3	対話の実施	1月15日（火）～1月31日（木）
4	必要に応じ追加対話	2月中旬まで（予定）
5	対話結果公表	2月下旬（予定）

7 対話参加受付

参加を希望する場合は、ウェブページ掲載のエントリーシートに必要事項を記入の上、対話希望日5日前の午後5時15分までに問合せ先Eメールアドレス宛に「サウンディング参加申込」のタイトルで送付してください。エントリーシートにご記入いただいた希望日を調整して、市から対話日程をご連絡します。

資料の作成は必須ではありませんが、説明のために用意する場合は市提出分として5部ご準備ください。

8 対話結果公表

(1) サウンディングの実施結果について、概要を公表します。（2月下旬を予定）

(2) 公表にあたっては、各事業者の有する創意工夫・ノウハウを保護するため、あらかじめ公開する内容を確認します。

(3) 事業者の名称は公表対象としません。

9 留意事項

(1) サウンディング参加に関する全ての書類作成および提出に係る費用は、参加者の負担とします。

(2) 資料を提出された場合、その著作権は作成者に帰属しますが、返却はいたしません。

(3) 提出資料を事業立案以外の目的で使用したり外部に情報を漏らすことはありません。

(4) 対話にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

- (5) 当該施設に関する公募プロポーザルが実施される際には、対話に不参加でも参加することは可能です。また、サウンディング型市場調査への参加実績が優位性を持つものではありませんが、提案内容が利活用案や公募条件等に反映される可能性がありますので、奮ってご参加ください。

10 参加除外要件

本要領公表の日から1月31日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、本市場調査に参加することができません。

- (1) 沼田市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づく指名停止、又は沼田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制定）に基づく指名除外を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本事業の提案書提出日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- (9) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (10) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

11 問い合わせ先

〒378-8501

群馬県沼田市西倉内町780番地

沼田市役所総務部財政課管財係

TEL：0278-23-2111（代表）内線 3263,3265

FAX：0278-24-5179

Eメール：kanzai@city.numata.gunma.jp